

宿泊事業者向け人材確保支援業務 企画提案コンペに係る質問への回答

1	(該当箇所) 参加仕様書 7(2)企画提案書等の提出
	(質問) 提案書に図表を用いることは可能か。その場合文字サイズは12ポイントを下回ってもよいか。
	(回答) 提案書に図表を用いることは可能です。なお、提案書本文の文字サイズは12ポイント以上としますが、図表の文字サイズについては、見えやすい文字サイズであれば可とします。
2	(該当箇所) 参加仕様書 7(2)企画提案書等の提出
	(質問) 正本、写しいずれの提案書にも社名やサービス名の記載は可能か。
	(回答) お見込みのとおりです。
3	(該当箇所) 参加仕様書 8(3)プレゼンテーション(ヒアリング)の実施
	(質問) 対面の場合、プレゼンテーションの方式に指定はあるか。具体的には、プロジェクターを利用し投影または紙の提案書を用いたプレゼンテーション等は可能か。
	(回答) プレゼンテーションは、事前に提出のあった紙資料の企画提案書等のみを使用し行っていただきます。上記以外の方法によるプレゼンテーションは認めません(参加仕様書8(3)エのとおり)。
4	(該当箇所) 参加仕様書 11 契約方法に関する事項
	(質問) 契約保証金は、三重県会計規則第75条第4項第3号に該当する場合、不要という認識で間違いな いか。また、保証金が必要且つそれが返還されない場合、どのようなケースがあるか。
	(回答) お見込みのとおり、三重県会計規則第75条第4項第3号に該当する場合、契約保証金は免除となり ます。 また、契約保証金が必要かつ契約保証金が返還されない場合とは、三重県会計規則第75条第4項 各号のいずれにも該当せず県に契約保証金を納付し、かつ、契約解除となり違約金の支払いまたは損 害賠償が発生し、契約保証金を違約金または損害賠償に充当した場合、契約保証金を返還しませ ん。 なお、契約解除となる場合は、以下のとおりです。 ・委託業務の履行ができないと明らかに認められるとき。 ・上記の場合のほか、契約相手方が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができ ないと認められるとき。 ・契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと県が認めたとき。 ・「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定によ り、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。 ・契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは県への報 告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

5	(該当箇所) 業務仕様書 4(1)宿泊業における人材不足対策に関するセミナーの実施
	(質問) セミナーは、宿泊事業者以外に観光協会やDMOをご案内対象に含めてもよいか
	(回答) セミナーは、宿泊事業者以外にも広くご案内いただいても構いませんが、成果目標の対象は宿泊事業者となります。
6	(該当箇所) 業務仕様書 4(1)宿泊業における人材不足対策に関するセミナーの実施【成果目標】
	(質問) セミナー参加事業者の成果目標は、30名/回という認識でよいか。
	(回答) 成果目標の単位は事業者数です。同一事業者から複数名の参加があった場合は、1事業者とカウントします。
7	(該当箇所) 業務仕様書 4(2)宿泊事業者特化型合同企業説明会の開催
	(質問) パート勤務以外に、アルバイト、派遣、学生は含まれるか。また、本事業の求職者は、外国人も対象としてよいか。
	(回答) 合同企業説明会の参加求職者の条件は、説明会の申し込み時点で三重県内の宿泊施設で正社員として勤務していない方です。上記条件を満たした方であれば、アルバイト、派遣の方も対象となります。大学生・大学院生、短期大学生、専門学校生、高校生等の学生は、2024年3月もしくは2025年3月卒業予定の方に限ります。 外国籍の方については、2024年3月もしくは2024年9月、2025年3月に大学院・大学、短期大学、専門学校、高校等を卒業予定の留学生、就職活動中の既卒留学生、定住外国人等を対象とします。
8	(該当箇所) 業務仕様書 4(2)宿泊事業者特化型合同企業説明会の開催
	(質問) 既存の合同企業説明会に参加でもよいか、もしくは三重県独自で合同企業説明会を開催することが必須か。
	(回答) 三重県単独での合同企業説明会への開催よりも、受託者や他社主催の合同企業説明会の参加の方がより効果が見込まれる場合は、その提案も可としますが、宿泊事業者特化型の合同企業説明会であることは必須条件であり、他産業も含まれる合同企業説明会は不可とします。三重県単独開催でない場合、どのような効果が見込まれるのか、提案書に具体的に示してください。
9	(該当箇所) 業務仕様書 4(2)宿泊事業者特化型合同企業説明会の開催
	(質問) 合同企業説明会は、オンライン説明会の開催でも可能か。
	(回答) 合同企業説明会のオンラインのみの開催は不可とします。

10	(該当箇所) 業務仕様書 4(2)宿泊事業者特化型合同企業説明会の開催
	(質問) 県が開催する人材系イベントへの参加でも可能か。
	(回答) 県が主催・共催する人材系イベントへの参加も可としますが、宿泊事業者特化型の合同企業説明会であることは必須条件であり、他産業も含まれる合同企業説明会は不可とします。県が主催・共催する人材系イベントへの参加とする場合、どのような効果が見込まれるのか、提案書に具体的に示してください。
11	(該当箇所) 業務仕様書 4(2)宿泊事業者特化型合同企業説明会の開催【成果目標】
	(質問) 集客目標80人／回を達成するため、開催方法を柔軟に対応することは可能か。例えば、6回開催で合計160名の集客や、オンライン・リアルなハイブリッド開催等を想定。
	(回答) 成果目標の参加求職者数は、複数回の開催で合計160名以上としても可とします。 なお、宿泊事業者特化型の合同企業説明会であることは必須条件とし、会場参加・Web参加併用のハイブリッド形式での開催も可とします。
12	(該当箇所) 業務仕様書 4(2)宿泊事業者特化型合同企業説明会の開催【成果目標】
	(質問) 参加事業者は20者／回と記載があるが、複数回で合計40者でも良いか。
	(回答) お見込みのとおり、複数回の開催で合計40者以上としても可とします。
13	(該当箇所) 業務仕様書 4(1)宿泊業における人材不足対策に関するセミナーの実施 (2)宿泊事業者特化型合同企業説明会の開催
	(質問) セミナーおよび合同企業説明会の事業者集客において、相談の上、県の媒体でも呼びかけの協力をいただくことは可能か。
	(回答) セミナー及び合同企業説明会における事業者の集客は、受託者の業務となります。 なお、県においても周知を予定していますが、それを前提とした集客は不可とします。
14	(該当箇所) 業務仕様書 4(1)宿泊業における人材不足対策に関するセミナーの実施 (2)宿泊事業者特化型合同企業説明会の開催
	(質問) 本事業で対象となる県内宿泊事業者の一覧(電話/メールアドレス等の連絡先、可能であれば担当者等の情報も)のデータを所有されている場合、提供いただくことは可能か？
	(回答) 原則提供いたしません。